

# 議会運営委員会協議事項

令和7年2月21日（金）

午前9時

会場：取手市議会議事堂大会議室

## 1. 令和7年第1回定例会について

①会期日程について

②一般質問について

③議案の付託について

④請願の取扱いについて

⑤初日の議事日程について

⑥その他

## 2. その他

①議会としての催事・イベントへの後援について

②例規の改正関係について

③政務活動費について

④市民との意見交換会について

⑤その他

令和7年第1回取手市議会定例会 会期日程

日次	期 日	曜日	会議	時 刻	議 事
1	2月27日	木	本会議	午前10時	開会、議案上程 一部議案質疑・討論・採決 請願上程・説明・質疑・付託 一般質問（関川・染谷・海東議員）
2	2月28日	金	本会議	午前10時	一般質問（石井・久保田・小堤・古谷・遠山・落合議員）
3	3月1日	土	休会		
4	3月2日	日	休会		
5	3月3日	月	本会議	午前10時	一般質問（岡口・鈴木・長塚・佐藤・山野井・加増・佐野議員）
6	3月4日	火	本会議	午前10時	一般質問（根岸・金澤・杉山・本田・細谷・赤羽議員）
7	3月5日	水	本会議	午前10時	議案質疑・付託
8	3月6日	木	委員会	午前10時	総務文教常任委員会
9	3月7日	金	委員会	午前10時	福祉厚生常任委員会
10	3月8日	土	休会		
11	3月9日	日	休会		
12	3月10日	月	委員会	午前10時	建設経済常任委員会
13	3月11日	火	休会		議事整理日
14	3月12日	水	委員会	午前9時	一般会計予算・決算審査特別委員会
15	3月13日	木	委員会	午前9時	一般会計予算・決算審査特別委員会
16	3月14日	金	休会		議事整理日
17	3月15日	土	休会		
18	3月16日	日	休会		
19	3月17日	月	委員会	午後1時	一般会計予算・決算審査特別委員会
20	3月18日	火	委員会	午前10時	議会運営委員会
21	3月19日	水	本会議	午前10時	委員長報告・質疑・討論・採決・閉会

# 一般質問発言順序決定表

令和7年第1回定例会

一般質問1日目 2月27日(木) 議案上程後予定		一般質問2日目 2月28日(金) 10時開議予定		一般質問3日目 3月3日(月) 10時開議予定		一般質問4日目 3月4日(火) 10時開議予定	
質問 順位	質問者	質問 順位	質問者	質問 順位	質問者	質問 順位	質問者
1	関川	1	石井	1	岡口	1	根岸
2	染谷	2	久保田	2	鈴木	2	金澤
3	海東	3	小堤	3	長塚	3	杉山
		4	古谷	4	佐藤	4	本田
		5	遠山	5	山野井	5	細谷
		6	落合	6	加増	6	赤羽
				7	佐野		

一般質問発言通告事項一覧表

2月27日(木)

令和7年第1回定例会

質問 順位	質問者	質問事項	質問要旨	答弁を 求める者
1	関川 翔 議員	少子化対策に向けた 支援策について	1 こども部の政策体系の変更点 2 結婚支援 3 出産支援 4 子育て支援 5 就学支援 6 教育 7 新たな支援策の推進	市長 教育長
2	染谷和博 議員	耳で聴くハザードマ ップ導入について	1 視覚障がいの方に晴眼者と同じ情報保障	市長
		EVシェアリングサ ービスについて	1 自治体の公用車のシェアリング 2 カーシェア導入による経費削減 3 「動く蓄電池」としてのEVの活用	市長
		デジタル市役所につ いて	1 デジタル市役所の取組 2 デジタル通知元年（郵便物削減の具体的手 法） 3 高齢者のデジタルディバイドへの配慮	市長
		取手駅西口A街区に ついて	1 市街地再開発スケジュール 2 市街地再開発事業補助金	市長
3	海東一弘 議員	児童生徒のコミュニ ケーション力を高め る取組について	1 コミュニケーション力を高める意義 2 コミュニケーションにおける課題等 3 学校教育での現在の取組 4 保護者等への指導支援 5 児童生徒へのマナー教育	教育長

質問 順位	質問者	質問事項	質問要旨	答弁を 求める者
4	石井めぐみ 議員	食育について	<ol style="list-style-type: none"> <li>1 市の食育</li> <li>2 小中学校の食育</li> <li>3 デジタル食育</li> <li>4 有機農業の日「オーガニックデイ」</li> <li>5 有機農業とオーガニック給食</li> </ol>	市長 教育長
		自治体広告について	<ol style="list-style-type: none"> <li>1 市の保有する資産を広告媒体として活用する事業で市の現状</li> <li>2 今後、広告媒体を拡大して収益につなげたかどうか</li> </ol>	市長
5	久保田真澄 議員	双葉地区水害対策について	<ol style="list-style-type: none"> <li>1 避難の判断基準は</li> <li>2 住民の避難誘導</li> <li>3 勘兵エ堀排水路、大夫落排水路のかさ上げ補修工事の進捗状況</li> <li>4 5か所の浸水検知センサー作動状況</li> <li>5 排水施設の点検、バージョンアップ</li> <li>6 今後の対策</li> </ol>	市長
		障がい者福祉について	<ol style="list-style-type: none"> <li>1 医療福祉費支給制度（マル福）の精神障がい者適用</li> <li>2 「精神障害にも対応した地域包括ケアシステム」構築の取組</li> </ol>	市長
6	小堤修 議員	特色あるまちづくりの推進について	<ol style="list-style-type: none"> <li>1 取手駅周辺地域→取手駅西口再開発の早期実現</li> <li>2 東部地域→東京藝術大学と連携した芸術文化の華やぐ地域整備</li> <li>3 西部地域→自然環境を残しグリーンスポーツセンターを核としたアウトドアスポーツ等の展開</li> <li>4 桑原地域→開発による商業地域への転用・発展による経済の活性化</li> <li>5 藤代地域→稲作地帯での魅力ある農業の展開</li> </ol>	市長 教育長
7	古谷貴子 議員	災害への備えについて	<ol style="list-style-type: none"> <li>1 災害廃棄物の回収</li> <li>2 ペット同伴避難</li> </ol>	市長
		子育て支援の充実について	<ol style="list-style-type: none"> <li>1 こども家庭支援センターの設置に関する取組</li> <li>2 子育て世帯訪問支援事業の取組</li> <li>3 必要なサービスを担う人材養成の取組</li> </ol>	市長

8	遠山智恵子 議員	介護保険について	<ul style="list-style-type: none"> <li>1 「保険あって、介護なし」にはしてはならない。現状を問う</li> <li>2 現状から課題をどう捉えているのか</li> <li>3 解決策を考え、実行に移すべきでは</li> </ul>	市長
		国民健康保険について	<ul style="list-style-type: none"> <li>1 国民健康保険特別会計のあり方（単年度収支主義、検証総括等）</li> <li>2 保険税額のあり方</li> <li>3 国保財政調整基金のあり方</li> <li>4 国保運営協議会でのこれまでの論議について伺う</li> <li>5 予算編成から、国保基金の見通しを問う</li> <li>6 基金の還元で、保険税額の引下げを求める</li> <li>7 基金の一部を一般会計に繰り出し、後期高齢者支援を求める</li> </ul>	市長
		取手市まちづくりについて	<ul style="list-style-type: none"> <li>1 埋蔵文化財センター設置に至るこれまでの経緯と運営状況</li> <li>2 取手の歴史の宝庫といえる公共施設を今後どのように考えるのか伺う</li> <li>3 「歴史のまち取手」を活かした“取手市まちづくり”の重点施策への位置付けを求める</li> </ul>	市長 教育長
9	落合信太郎 議員	带状疱疹・インフルエンザ予防接種への助成拡大について	<ul style="list-style-type: none"> <li>1 市のワクチン行政の現状認識</li> <li>2 助成対象年齢の拡大</li> </ul>	市長
		鳥獣・野良猫被害対策について	<ul style="list-style-type: none"> <li>1 現状認識</li> <li>2 今後</li> <li>3 侵入防止柵に対する補助、猫よけ器（超音波発生装置）導入</li> </ul>	市長
		ごみの廃棄について	<ul style="list-style-type: none"> <li>1 「モバイルバッテリーなどの回収場所の増設」の徹底した周知</li> <li>2 「ごみ廃棄」問合せ状況</li> <li>3 小型回収ボックスの状況・拡充推進</li> </ul>	市長

質問 順位	質問者	質問事項	質問要旨	答弁を 求める者
10	岡口すみえ 議員	生命(いのち)の安全 教育について	1 生命(いのち)の安全教育の現状と課題 2 今後の取組 3 セクシュアリティ教育	教 育 長
		公民館等の公共施 設や民間等を活用 した子どもの居場 所を増やすことに ついて	1 現状の把握 2 放課後や休日の居場所づくり 3 今後の課題	教 育 長
		吉田保育所跡地問 題について	1 跡地の現状 2 今後の課題 3 跡地活用の提案	市 長
11	鈴木三男 議員	稲築堤工事につい て	1 古戸排水機場近辺の堤防100メートルのか さ上げ工事には、軟弱地盤改良と樋管の移設 が必要であると聞いているが、検討に時間が かかっているのはなぜか 2 現在の古戸排水樋管は、移設して改修を行 うのか 3 工事を進めるに当たっての設計はどのよう になっているか。また、今後の築堤工事の予 定は確認しているか 4 市として国土交通省利根川上流河川事務所 に対する働きかけは行ってきたのか 5 田中調整池、稲戸井調整池の整備における 堤防への洪水調整機能の効果は出ているか 6 両調整池の機能を強化するための工事が進 められていると聞いているが、どのような工 事か	市 長
		スクールガードに ついて	1 スクールガードの高齢化による活動の持続 性が問題になっているが、現状をどのように 捉えているか 2 学校側も、スクールガードの負担を軽減す るためカリキュラムの変更を検討している が、教育委員会としてどのような指導をして いるのか 3 今後のスクールガードの在り方について教 育委員会の方針は	教 育 長

1 2	長塚美雪 議員	未来を見据えた新しい行政運営について	<ul style="list-style-type: none"> <li>1 果敢に取り組むと表明されていたマニフェストへの所感</li> <li>2 デジタル化の推進 <ul style="list-style-type: none"> <li>(1) 自治体システム標準化とオンライン市役所の進捗</li> <li>(2) セキュリティー対策</li> <li>(3) デジタルディバイド対策</li> </ul> </li> <li>3 ふるさと取手応援寄附金推進事業 <ul style="list-style-type: none"> <li>(1) 今年度の実績</li> <li>(2) 事業者アンケートの結果と活用</li> <li>(3) 前例にとらわれない提案に向けて</li> </ul> </li> </ul>	市長
		法的リテラシー教育について	<ul style="list-style-type: none"> <li>1 情報化社会において、子どもたちが犯罪の加害者・被害者にならないために</li> </ul>	教育長
1 3	佐藤隆治 議員	中村市政の2年間と今後の取組について	<ul style="list-style-type: none"> <li>1 こども政策</li> <li>2 デジタル化</li> <li>3 歳入の確保</li> <li>4 今後の取組</li> </ul>	市長
		地域公共交通計画策定の進捗状況について	<ul style="list-style-type: none"> <li>1 アンケート調査</li> <li>2 課題</li> <li>3 今後の取組</li> </ul>	市長
1 4	山野井隆 議員	公共インフラの安全性確保について	<ul style="list-style-type: none"> <li>1 八潮市の陥没事故を受けた市の対応</li> <li>2 下水道組合等への構成市負担金（維持管理経費）の今後</li> <li>3 市民からの情報共有の充実</li> </ul>	市長
		体育が苦手な児童生徒への配慮について	<ul style="list-style-type: none"> <li>1 体育が苦手な生徒への具体的な配慮</li> <li>2 代替措置の検討</li> </ul>	市長 教育長
		短期滞在外国人による高額療養費制度の利用について	<ul style="list-style-type: none"> <li>1 市における外国人の高額療養費利用実態</li> <li>2 国保加入要件の厳格化</li> <li>3 保険料未払いリスクへの対応</li> </ul>	市長
		日本の農業を守るために	<ul style="list-style-type: none"> <li>1 市内農業の状況（離農・就農）</li> <li>2 米作農家の状況</li> <li>3 就農支援策の拡充</li> </ul>	市長

15	加増充子 議員	西口開発について	<p>1 区画整理事業</p> <p>(1) 区画整理事業は終息したが、この経過の中に反省すべきことは多々あったであろう。A街区着手時の指摘は現実となった。今の結果を見れば、A街区区画整理事業も再開発事業計画も取手市失政の結果と言わざるを得ないが、市長の所見を伺う</p> <p>2 A街区再開発事業</p> <p>(1) 再開発事業の停止に至る経緯について、市の責任を問う</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・再開発事業計画案は妥当であったのか</li> <li>・地権者の合意形成</li> <li>・再開発事業への公共施設整備方針の検討経過と、市民ニーズ</li> </ul> <p>(2) 再開発事業は白紙に戻し、区画整理事業の終息において、市の事業完了とすること</p> <p>(3) A街区再開発事業予定地は、換地された地権者の自主的な土地利用を図ること</p>	市長
		排水問題について	<p>1 長町樋管のポンプ場化の計画策定・促進を</p> <p>(1) 285ヘクタールの井野排水区の水害を防ぐためには内水排除へ長町樋管のポンプ場化は必須</p>	市長
16	佐野太一 議員	取手の農業について	<p>1 人・農地プランから地域計画について</p> <p>2 耕作放棄地</p> <p>3 新しい農業</p> <p>4 農業公社</p>	市長 農委会長
		動物愛護・動物福祉に関わる庁内連携について	<p>1 庁内連携の必要性</p> <p>(1) 市が関わる動物イベント</p> <p>(2) 市民への発信</p> <p>2 福祉関連での連携</p> <p>3 防災関連での連携</p>	市長

質問 順位	質問者	質問事項	質問要旨	答弁を 求める者
17	根岸裕美子 議員	取手市こども計画～ こどもまんなか社会 実現に向けた取組に ついて	1 第2章 現状と課題～課題に対して新規 事業の考え方 2 第3章 取手市の目指す「こどもまんなか 社会」～1人1人のウェルビーイングこそが 市の持続可能性を高める 3 第4章 施策の展開～取組方針と指標	市長
		第4次取手市教育振 興基本計画について	1 第3次計画から第4次計画に大きく展開 した「ウェルビーイング」について～どのよ うに変革すべきか 2 7 こどもの意見の聴取～こどもの声を 聞く、こどもを丸ごと受け止める具体策は 3 学校と保護者の連携 4 教職員のウェルビーイングの実現は	教育長
		公民館の今後の運営 方針、役割について	1 現状と課題から今後の運営方針は 2 児童生徒の放課後の居場所としての役割 3 コミュニティ・スクールとの連携	教育長
18	金澤克仁 議員	学校跡地などの公有 用地の利活用方策に ついて	1 旧取手第一中学校について 2 旧井野小学校について 3 旧小文間小学校について	市長 教育長
		こどもまんなか社会 の実現について	1 こども計画策定について特に力を入れる 点 2 保育士の処遇改善 3 駅前保育所の現状と今後	市長
		千葉ロッテ2軍の移 転先候補について	1 現状について 2 今後について	市長
19	杉山尊宣 議員	在住外国人への対応 について	1 多文化共生の取組状況 2 窓口対応の現状・課題 3 妊娠出産・医療・保健に関する対応・課題 4 子ども・子育てに関する対応・課題 5 児童生徒への対応・課題 6 取手市国際交流協会の取組 7 今後の考え	市長 教育長

20	本田和成 議員	救急時の選定療養費 徴収の運用の状況に ついて	1 市の状況 (1) 救急の状況 (2) 徴収数や徴収例 2 周知徹底はどのように行っているか 3 医療機関へのアプローチ	市長
		市民の意見への対応 について	1 職員の市民対応 (1) 公務員としての立場の理解 (2) カスタマーハラスメント対応 2 市長への手紙について	市長
		ネーミングライツに ついて	1 市民との合意形成 (1) 教育施設、公園のネーミングライツ 2 愛称の決定方法	市長 教育長
21	細谷典男 議員	建設部に関連する県 政要望について	1 要望した目的と期待する効果 2 県の事業として実施中の案件に関する進 捗状況と課題 3 上記事業の完了の見通し 4 事業化されていない案件の課題は何か	市長
		取手駅西口再開発に ついて	1 再開発を実現するため市が主導する考え はあるか	市長
		新たなごみ分別収集 について	1 常総環境センターにおける不燃ごみ収集 方法変更の目的と市民生活への影響 2 プラスチック資源循環法による今後の分 別収集はどのようになるのか	市長
22	赤羽直一 議員	福祉行政について	1 少子高齢化や生活保護世帯が増える中、市 の将来像はどうあるべきか	市長
		産業の振興について	1 観光振興やイベントによる産業の活性化	市長
		教育行政について	1 学校体育館の空調設備整備をはじめとし た教育行政の推進	教育長

# 議案付託表

令和7年第1回定例会

## ○総務文教常任委員会

事件の番号	件名
議案第 1 号	刑法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整理に関する条例について
議案第 2 号	取手市職員の給与に関する条例の一部を改正する条例について
議案第 3 号	取手市特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例について
議案第 4 号	取手市情報公開及び個人情報保護審議会条例及び取手市個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例の一部を改正する条例について
議案第 1 1 号	茨城消防救急無線・指令センター運営協議会を組織する構成団体の数の増加及び茨城消防救急無線・指令センター運営協議会規約の変更について
議案第 1 4 号	令和6年度取手市一般会計補正予算（第11号）（所管事項）
議案第 2 5 号	令和7年度取手市地方公平委員会特別会計予算
議案第 2 6 号	令和7年度取手市一般会計補正予算（第1号）

## ○福祉厚生常任委員会

事件の番号	件名
議案第 5 号	取手市犯罪被害者等支援条例について
議案第 6 号	取手市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例及び取手市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例について
議案第 1 4 号	令和6年度取手市一般会計補正予算（第11号）（所管事項）
議案第 1 6 号	令和6年度取手市後期高齢者医療特別会計補正予算（第4号）
議案第 1 7 号	令和6年度取手市介護保険特別会計補正予算（第4号）
議案第 2 1 号	令和7年度取手市国民健康保険事業特別会計予算
議案第 2 2 号	令和7年度取手市後期高齢者医療特別会計予算
議案第 2 3 号	令和7年度取手市介護保険特別会計予算

## ○建設経済常任委員会

事件の番号	件名
議案第 7 号	取手市土砂等による土地の埋立て等の規制に関する条例の一部を改正する条例について
議案第 8 号	取手市手数料条例の一部を改正する条例について
議案第 9 号	取手市建築基準条例の一部を改正する条例について
議案第 1 0 号	取手市切土等工事の適正な執行に関する条例を廃止する条例について
議案第 1 2 号	市道路線の認定について
議案第 1 4 号	令和6年度取手市一般会計補正予算（第11号）（所管事項）
議案第 1 5 号	令和6年度取手市取手駅西口都市整備事業特別会計補正予算（第3号）
議案第 1 8 号	令和6年度取手市競輪事業特別会計補正予算（第2号）
議案第 2 0 号	令和7年度取手市取手駅西口都市整備事業特別会計予算
議案第 2 4 号	令和7年度取手市競輪事業特別会計予算

○一般会計予算・決算審査特別委員会

事件の番号	件名
議案第19号	令和7年度取手市一般会計予算

## 請 願 文 書 表

令和7年第1回定例会

受付 番号	受 付 月 日	件 名	請 願 者 (紹介議員)	付 託 委員会
6	2/19	「最低賃金の大幅引き上げと 中小企業支援策の拡充を求め る意見書」採択の請願書	東茨城郡茨城町谷田部 295 茨城県労働組合総連合 議長 鈴木 貴之 (本田 和成)	建設経済
7	2/19	身近なところに図書館がある 街づくりを求める請願	取手市駒場 1-22-19 松浦 和子 ほか 387 人 (加増 充子)	総務文教
8	2/19	取手市議会における予算・決 算委員会審査を議員全員で行 うことを求める請願	取手市新町 1-8-5 結城 繁 (根岸裕美子)	議会運営
9	2/19	耕作放棄地活用で米作を促進 し、学校給食に安価で良質米 の提供を求める請願	取手市高須 2709-6 菅谷 栄 (遠山智恵子)	建設経済

請願 第6号

受付 令和7年2月19日

「最低賃金の大幅引き上げと中小企業支援策の拡充を求める意見書」  
採択の請願書

紹介議員 本田 和成

・請願趣旨

日頃より、貴市議会が地域住民の福祉増進、地域経済の発展にご尽力されていることに敬意を表します。私たちは全国労働組合総連合（全労連）をナショナルセンターとする地方組織「茨城県労働組合総連合」（茨城労連）です。私たちは、県内の労働者の生活と権利の向上を求め、最低賃金の大幅引き上げ、非正規雇用労働者の労働条件の改善等をめざして活動しています。

昨年10月1日から、茨城県の最低賃金は52円引き上がり1,005円になり、1,000円を超えました。昨年の国の目安は全国一律50円でしたが、茨城県を初め27県が国の目安を超えた引き上げを行い、全国加重平均が1,055円になりました。しかし、物価高の中で、県民生活は困難を極め、非正規労働者の多数を占める女性の生活苦や自殺が全く改善されていません。政府が唱える女性活躍や世界的に広まったジェンダー平等社会を実現するためにも、最低賃金の引き上げとすべての労働者の賃金の大幅引き上げが欠かせません。

日本の最低賃金制度の問題点は、①欧米に比べて最低賃金額が低すぎる、②全国一律制でないため最低賃金の高い都県に労働者が流出して人手不足が深刻化する、③国の支援が不十分で中小企業支援がほとんど進まず、中小企業が賃上げできない、の3つです。最低賃金の高い都県ほど労働者の時給が高く、茨城県は最低賃金ギリギリの低賃金になっている結果、県境の地域から千葉や埼玉、東京に労働者が流出しています。労働者の流失は、県内の中小企業や医療・福祉職場等の人手不足を深刻にしています。

茨城労連は2020年2月から5月に県内で最低生計費試算調査を実施しました。調査結果からは水戸市在住の25歳の青年労働者の最低生計費は男性252,987円、女性251,124円（ともに税、社会保険料込み）で、年額に換算すると約300万円になりました。月150時間で計算すると時給が男性1,687円、女性1,674円になります。この結果は東京を始め他府県ともほとんど差がありませんでした。調査結果からは最低賃金を全国一律1,500円にする必要があるということが明らかになりました。昨年、石破首相も2020年代中に最低賃金を1,500円以上にしたいと表明しました。

以上のような理由で、貴議会において最低賃金の引き上げについての議論を深め、下記の事項の実施を求める意見書を採択し、政府及び関係機関に意見書を提出されることをお願いいたします。なお、2021年は土浦市議会、2022年は結城市議会、かすみがうら市議会、2023年は筑西市議会、城里町議会、2024年はつくば市議会、龍ヶ崎市議会、桜川市議会、北茨城市議会で茨城労連の最低賃金の引き上げを求める請願が採択されています。

・請願事項

- 1 政府は、最低賃金の全国一律制度を確立し、地域間格差を縮小させるための施策を進めること。
- 2 政府は、最低賃金の引き上げとセットに税や社会保険料の事業主負担の軽減など中小企業への具体的経済支援策を国の責任で拡充すること。
- 3 茨城地方最低賃金審議会は、茨城県の最低賃金を物価高対策として令和7年10月に1,500円以上に引き上げ、最低生計費試算調査結果を踏まえ1,700円をめざすこと。

以上、地方自治法第124条の規定により請願いたします。

令和7年2月19日

請願者代表

住所 東茨城郡茨城町谷田部295

氏名 茨城県労働組合総連合  
議長 鈴木 貴之

取手市議会議長 殿

請願 第7号

受付 令和7年2月19日

身近なところに図書館がある街づくりを求める請願

紹介議員 加増 充子

・請願趣旨

図書館は、私たちに「生きる勇気と知恵と指針」を与えてくれるところです。また、私たちに「生きる」ためのさまざまな知識や情報を提供してくれる「情報センター」でもあります。ですから、図書館は、私たちの身近なところにあって、老若男女、年齢を問わず、障害のあるなしにかかわらず、もちろん国籍も問わず、地域に生活するすべての人々にとって、いつでも気楽に行ける場所であってほしいのです。

私たちは、身近なところに図書館がある街づくりを求めて、以下のことを請願します。

・請願事項

- 1 取手図書館を改修整備してください。
- 2 分館機能を担っている公民館図書室（戸頭、永山、寺原、小文間の各公民館とゆう・あいプラザ）を市民がもっと利用しやすいように整備してください。
- 3 分館機能を担う公民館図書室をもっと増やしてください。
- 4 公民館のないところに図書館分館を新設してください。

以上、地方自治法第124条の規定により請願いたします。

令和7年2月19日

請願者代表

住所 取手市駒場 1-22-19

氏名 松浦 和子 ほか387人

取手市議会議長 殿

請願 第8号

受付 令和7年2月19日

取手市議会における予算・決算委員会審査を議員全員で行うことを求める請願

紹介議員 根岸裕美子

・請願趣旨

本市の財政の透明性と説明責任をより一層高めるため、予算・決算について、市議会議員全員で委員会審査を行うことを求めます。

現在、取手市議会では、予算・決算について、24人の議員のうち10名で特別委員会を構成し、審査を行っており、特定の委員のみが委員会審査する形となっています。議員が、予算・決算について、本会議のみならず委員会にて審査することは、市民の付託を受けた議員にとって重要な責務であり、かつ与えられた権能です。現状の審査方法では、特定の委員のみが委員会審査に関与することになっており、全議員が委員会にて直接予算・決算内容を精査し、市民への説明責任を果たす機会が十分に確保されていないと考えます。予算・決算の委員会審査に携わらないということは、この責務と権能を行使しないことになり、ひいては付託した市民にとっても不利益です。

委員会における予算・決算審査の過程において、議員全員で取り組むことにより、多くの視点からの議論が可能になることで、市の財政運営に対する健全なチェック機能が強化され、よりよい行政運営に繋がると期待します。

以上の観点から、予算・決算について、市議会議員全員で委員会審査を行うことを求めます。

・請願事項

- 1 予算・決算委員会審査を議員全員で行うこと

以上、地方自治法第124条の規定により請願いたします。

令和7年2月19日

請願者代表

住所 取手市新町1-8-5

氏名 結城 繁

取手市議会議長 殿

請願 第9号

受付 令和7年2月19日

耕作放棄地活用で米作を促進し、学校給食に安価で良質米の提供を求める請願

紹介議員 遠山 智恵子

・請願趣旨

昨今の米価上昇については、連日テレビで報道されていますが、家庭のみならず業務用米においては死活問題です。当市においても学校給食米は、価格の上昇は避けられない状況であることは判断できますが、取手市は米作地帯であり、又農業公社が施設を所有している状況を考えれば農地においては、耕作放棄地も多くあるわけですから、その土地を借り受けて農業公社において米の生産を考え、その米を学校給食に向けることにより、安価で良質米を提供できることではないでしょうか。耕作放棄地は税金と岡堰の水利費だけで十分な賃料ではないでしょうか。苗の生産を行っているわけですから、田植えは農家の方をお願いして、刈り取りもお願いして、後は農業公社の施設において玄米になるわけですから、新たな設備投資は必要なく、実行できると考えます。米が余ればふるさと納税の返礼品にするとかできると思います。費用を投資せず、ある物を利用して利益を出すことが社会に役立つことだと思います。参考までに高須地区では条件の良い場所に7haの放棄地があるので56トンの米は収穫できます。

・請願事項

- 1 耕作放棄地活用で米作を促進し、その米を学校給食に向けることにより、安価で良質米を提供すること。

以上、地方自治法第124条の規定により請願いたします。

令和7年2月19日

請願者

住所 取手市高須 2709-6

氏名 菅谷 栄

取手市議会議長 殿

令和7年第1回取手市議会定例会議事日程（第1号）

令和7年2月27日（木）午前10時開議

日程第1 会議録署名議員の指名

---

日程第2 会期の決定

---

日程第3 諸般の報告

---

日程第4 承認第1号 令和6年度取手市競輪事業特別会計補正予算（第1号）の専決処分の承認について

---

日程第5 議案第1号 刑法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整理に関する条例について

議案第2号 取手市職員の給与に関する条例の一部を改正する条例について

議案第3号 取手市特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例について

議案第4号 取手市情報公開及び個人情報保護審議会条例及び取手市個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例の一部を改正する条例について

議案第5号 取手市犯罪被害者等支援条例について

議案第6号 取手市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例及び取手市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例について

議案第7号 取手市土砂等による土地の埋立て等の規制に関する条例の一部を改正する条例について

議案第8号 取手市手数料条例の一部を改正する条例について

議案第9号 取手市建築基準条例の一部を改正する条例について

議案第10号 取手市切土等工事の適正な執行に関する条例を廃止する条例について

議案第11号 茨城消防救急無線・指令センター運営協議会を組織する構成団体の数の増加及び茨城消防救急無線・指令センター運営協議会規約の変更について

議案第12号 市道路線の認定について

---

日程第6 議案第13号 令和6年度取手市一般会計補正予算（第10号）

---

日程第 7	議案第 1 4 号	令和 6 年度取手市一般会計補正予算 (第 1 1 号)
	議案第 1 5 号	令和 6 年度取手市取手駅西口都市整備事業特別会計補正予算 (第 3 号)
	議案第 1 6 号	令和 6 年度取手市後期高齢者医療特別会計補正予算 (第 4 号)
	議案第 1 7 号	令和 6 年度取手市介護保険特別会計補正予算 (第 4 号)
	議案第 1 8 号	令和 6 年度取手市競輪事業特別会計補正予算 (第 2 号)
日程第 8	議案第 1 9 号	令和 7 年度取手市一般会計予算
	議案第 2 0 号	令和 7 年度取手市取手駅西口都市整備事業特別会計予算
	議案第 2 1 号	令和 7 年度取手市国民健康保険事業特別会計予算
	議案第 2 2 号	令和 7 年度取手市後期高齢者医療特別会計予算
	議案第 2 3 号	令和 7 年度取手市介護保険特別会計予算
	議案第 2 4 号	令和 7 年度取手市競輪事業特別会計予算
	議案第 2 5 号	令和 7 年度取手市地方公平委員会特別会計予算
日程第 9	議案第 2 6 号	令和 7 年度取手市一般会計補正予算 (第 1 号)
日程第 10	同意案第 1 号	取手市教育委員会委員の選任に関する同意について
日程第 11	同意案第 2 号	取手市監査委員の選任に関する同意について
日程第 12	同意案第 3 号	取手市固定資産評価審査委員会委員の選任に関する同意について
日程第 13	同意案第 4 号	取手市農業委員会委員の選任に関する同意について
	同意案第 5 号	取手市農業委員会委員の選任に関する同意について
	同意案第 6 号	取手市農業委員会委員の選任に関する同意について
	同意案第 7 号	取手市農業委員会委員の選任に関する同意について
	同意案第 8 号	取手市農業委員会委員の選任に関する同意について
	同意案第 9 号	取手市農業委員会委員の選任に関する同意について
	同意案第 1 0 号	取手市農業委員会委員の選任に関する同意について
	同意案第 1 1 号	取手市農業委員会委員の選任に関する同意について
日程第 14	同意案第 1 2 号	取手市農業委員会委員の選任に関する同意について
	同意案第 1 3 号	取手市農業委員会委員の選任に関する同意について
	同意案第 1 4 号	取手市農業委員会委員の選任に関する同意について
	同意案第 1 5 号	取手市農業委員会委員の選任に関する同意について
	同意案第 1 6 号	取手市農業委員会委員の選任に関する同意について
	同意案第 1 7 号	取手市農業委員会委員の選任に関する同意について
日程第 15	諮問第 1 号	人権擁護委員の推薦につき意見を求めることについて

---

日程第 16 請願第 6 号 「最低賃金の大幅引き上げと中小企業支援策の拡充を求める意見書」採択の請願書

---

日程第 17 請願第 7 号 身近なところに図書館がある街づくりを求める請願

---

日程第 18 請願第 8 号 取手市議会における予算・決算委員会審査を議員全員で行うことを求める請願

---

日程第 19 請願第 9 号 耕作放棄地活用で米作を促進し、学校給食に安価で良質米の提供を求める請願

---

日程第 20 委員会提出議案  
第 1 号  
又 は  
議員提出議案  
第 1 号  
取手市議会の個人情報の保護に関する条例の一部を改正する条例について

---

日程第 21 市政に関する一般質問

①関川 翔 議員

②染谷 和博 議員

③海東 一弘 議員

令和7年第1回取手市議会定例会 会期日程

日次	期 日	曜日	会議	時 刻	議 事
	2月26日				一般質問資料提出 前日17時 ~13時 議員提出 本会議【一般会計】 R6補正予算10号
1	2月27日	木	本会議	午前10時	開会、議案上程 一部議案質疑・討論・採決 一般質問（関川・染谷・海東議員）
2	2月28日	金	本会議	午前10時	一般 本会議【一般会計】 R7当初予算 R6補正予算11号 R7補正予算1号 総務 議案外質疑・ R6補正予算11号（所管分） R7補正予算1号
3	3月1日	土	休会		
4	3月2日	日	休会		
5	3月3日	月	本会議	午前10時	一般 ~13時 会派提出
6	3月4日	火	本会	~13時 議員提出	建設 議案外質疑・ R6補正予算11号（所管分）
7	3月5日	水	本会議	午前10時	議 ~13時 議員提出 予決特委 予算資料請求
8	3月6日	木	委員会	午前10時	総務文教常任委員会 ~13時 議員提出
9	3月7日	金	委員会	午前10時	福祉厚生常任委員会 ~13時 議員提出
10	3月8日	土	休会		
11	3月9日	日	休会		
12	3月10日	月	委員会	午前10時	建設経済常任委員会 ~12時 委員へ送信
13	3月11日	火	休会		議事整理日 ~13時 議員提出 予決特委 R7予算（12日審査分）
14	3月12日	水	委員会	午前9時	一 ~13時 議員提出 予決特委 R7予算（13日審査分）
15	3月13日	木	委員会	午前9時	一般会計予算・決算審査 予決特委 R7予算（13日審査分）
16	3月14日	金	休会		議事整理日（小学校卒業）
17	3月15日	土	休会		
18	3月16日	日	休会		
19	3月17日	月	委員会	午後1時	一般会計予算・決算審査 予決特委 R7予算（13日審査分）
20	3月18日	火	委員会	午前10時	議会運営委員会
21	3月19日	水	本会議	午前10時	委員長報告・質疑・討論・採決・閉会

## 提案理由

行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律の改正により条項の移動が生じたことに伴い、同法を引用する規定について整理を行うとともに、その他所要の整備を行うため、本条例の一部を改正するものです。

### 取手市議会の個人情報の保護に関する条例の一部を改正する条例

取手市議会の個人情報の保護に関する条例（令和5年条例第13号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正後			改正前		
<p>(定義)</p> <p>第2条 (略)</p> <p>2から9まで (略)</p> <p>10 この条例において「特定個人情報」とは、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(平成25年法律第27号。<u>第12条第5項</u>において「番号利用法」という。)第2条第9項に規定する特定個人情報をいう。</p> <p>11から13まで (略)</p> <p>(利用及び提供の制限)</p> <p>第12条 (略)</p> <p>2から4まで (略)</p> <p>5 保有特定個人情報に関しては、第2項第2号から第4号までの規定は適用しないものとし、次の表の左欄に掲げる規定の適用については、これらの規定中同表の中欄に掲げる字句は、同表の右欄に掲げる字句とする。</p>			<p>(定義)</p> <p>第2条 (略)</p> <p>2から9まで (略)</p> <p>10 この条例において「特定個人情報」とは、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(平成25年法律第27号。<u>以下「番号利用法」という。</u>)第2条第8項に規定する特定個人情報をいう。</p> <p>11から13まで (略)</p> <p>(利用及び提供の制限)</p> <p>第12条 (略)</p> <p>2から4まで (略)</p> <p>5 保有特定個人情報に関しては、第2項第2号から第4号まで<u>及び第29条</u>の規定は適用しないものとし、次の表の左欄に掲げる規定の適用については、これらの規定中同表の中欄に掲げる字句は、同表の右欄に掲げる字句とする。</p>		
第12条 第1項の	(略)	(略)	第12条 第1項の	(略)	(略)

部から第12条第2項第1号の部まで		
第38条第1項第1号	又は第12条第1項及び第2項の規定に違反して利用されているとき	第12条第5項の規定により読み替えて適用する同条第1項及び第2項(第1号に係る部分に限る。)の規定に違反して利用されているとき、番号利用法第20条の規定に違反して収集され、若しくは保管されているとき、又は番号利用法第29条の規定に違反して作成された特定個人情報ファイル(番号利用法第2条第10項に規定する特定個人情報ファイルをいう。)に記録されているとき
第38条第1項第2号	(略)	(略)

(個人情報ファイル簿の作成及び公表)  
 第17条 議長は、その定めるところにより、議会が保有している個人情報ファイルについて、それぞれ次に掲げる事項その他議長が定める事項を記載した帳簿(第3項において「個人情報ファイル簿」という。)を作成し、公表しなければならない。  
 (1)から(9)まで (略)

部から第12条第2項第1号の部まで		
第38条第1項第1号	又は第12条第1項及び第2項の規定に違反して利用されているとき	第12条第5項の規定により読み替えて適用する同条第1項及び第2項(第1号に係る部分に限る。)の規定に違反して利用されているとき、番号利用法第20条の規定に違反して収集され、若しくは保管されているとき、又は番号利用法第29条の規定に違反して作成された特定個人情報ファイル(番号利用法第2条第9項に規定する特定個人情報ファイルをいう。)に記録されているとき
第38条第1項第2号	(略)	(略)

(個人情報ファイル簿の作成及び公表)  
 第17条 議長は、その定めるところにより、議会が保有している個人情報ファイルについて、それぞれ次に掲げる事項その他議長が定める事項を記載した帳簿(以下「個人情報ファイル簿」という。)を作成し、公表しなければならない。  
 (1)から(9)まで (略)

2 前項の規定は、次に掲げる個人情報ファイルについては、適用しない。

(1) 次に掲げる個人情報ファイル

ア 議会の議員若しくは議員であった者又は職員若しくは職員であった者に係る個人情報ファイルであって、専らその人事、議員報酬、給与若しくは報酬若しくは福利厚生に関する事項又はこれらに準ずる事項を記録するもの(議長が行う職員の採用試験に関する個人情報ファイルを含む。)

イからキまで (略)

(2)及び(3) (略)

3 (略)

(開示請求権)

第 18 条 何人も、この条例の定めるところにより、議長に対し、自己を本人とする保有個人情報の開示を請求することができる。

2 未成年者若しくは成年被後見人の法定代理人又は本人の委任による代理人(以下「代理人」と総称する。)は、本人に代わって前項の規定による開示の請求(以下「開示請求」という。)をすることができる。

(第三者に対する意見書提出の機会の付与等)

第 27 条 (略)

2 議長は、次の各号のいずれかに該当するときは、第 24 条第 1 項の決定(以下「開示決定」という。)に先立ち、当該第三者に対し、議長が定めるところにより、開示請求に係る当該第三者に関する情報の内容その他議長が定める事項を書面により通知して、意見書を提出する機会を与えなければならない。ただし、当該第三者の所在が判明しない場合は、この限りでない。

2 前項の規定は、次に掲げる個人情報ファイルについては、適用しない。

(1) 次に掲げる個人情報ファイル

ア 議会の議員若しくは議員であった者又は職員若しくは職員であった者に係る個人情報ファイルであって、専らその人事、議員報酬、給与又は報酬、福利厚生に関する事項その他これらに準ずる事項を記録するもの(議長が行う職員の採用試験に関する個人情報ファイルを含む。)

イからキまで (略)

(2)及び(3) (略)

3 (略)

(開示請求権)

第 18 条 何人も、この条例の定めるところにより、議長に対し、議会の保有する自己を本人とする保有個人情報の開示を請求することができる。

2 未成年者若しくは成年被後見人の法定代理人又は本人の委任による代理人(以下この章において「代理人」と総称する。)は、本人に代わって前項の規定による開示の請求(以下この章及び第 48 条において「開示請求」という。)をすることができる。

(第三者に対する意見書提出の機会の付与等)

第 27 条 (略)

2 議長は、次の各号のいずれかに該当するときは、第 24 条第 1 項の決定(以下この章において「開示決定」という。)に先立ち、当該第三者に対し、議長が定めるところにより、開示請求に係る当該第三者に関する情報の内容その他議長が定める事項を書面により通知して、意見書を提出する機会を与えなければならない。ただし、当該第三者の所在が判明しない場合は、この限りでない。

(1)及び(2) (略)

3 (略)

(訂正請求権)

第31条 (略)

2 代理人は、本人に代わって前項の規定による訂正の請求(以下「訂正請求」という。)をすることができる。

3 (略)

(訂正請求の手続)

第32条 (略)

2 (略)

3 議長は、訂正請求書に形式上の不備があると認めるときは、訂正請求をした者(以下「訂正請求者」という。)に対し、相当の期間を定めて、その補正を求めることができる。

(利用停止請求権)

第38条 何人も、自己を本人とする保有個人情報<sup>1</sup>が次の各号のいずれかに該当すると思料するときは、この条例の定めるところにより、議長に対し、当該各号に定める措置を請求することができる。ただし、当該保有個人情報の利用の停止、消去又は提供の停止(以下「利用停止」という。)に関して他の法令の規定により特別の手続が定められているときは、この限りでない。

(1)及び(2) (略)

2 代理人は、本人に代わって前項の規定による利用停止の請求(以下「利用停止請求」という。)をすることができる。

3 (略)

(利用停止請求の手続)

第39条 (略)

2 (略)

3 議長は、利用停止請求書に形式上の不備があると認めるときは、利用停止請求を

(1)及び(2) (略)

3 (略)

(訂正請求権)

第31条 (略)

2 代理人は、本人に代わって前項の規定による訂正の請求(以下この章及び第48条において「訂正請求」という。)をすることができる。

3 (略)

(訂正請求の手続)

第32条 (略)

2 (略)

3 議長は、訂正請求書に形式上の不備があると認めるときは、訂正請求をした者(以下この章において「訂正請求者」という。)に対し、相当の期間を定めて、その補正を求めることができる。

(利用停止請求権)

第38条 何人も、自己を本人とする保有個人情報<sup>1</sup>が次の各号のいずれかに該当すると思料するときは、この条例の定めるところにより、議長に対し、当該各号に定める措置を請求することができる。ただし、当該保有個人情報の利用の停止、消去又は提供の停止(以下この章において「利用停止」という。)に関して他の法令の規定により特別の手続が定められているときは、この限りでない。

(1)及び(2) (略)

2 代理人は、本人に代わって前項の規定による利用停止の請求(以下この章及び第48条において「利用停止請求」という。)をすることができる。

3 (略)

(利用停止請求の手続)

第39条 (略)

2 (略)

3 議長は、利用停止請求書に形式上の不備があると認めるときは、利用停止請求を

した者(以下「利用停止請求者」という。)に対し、相当の期間を定めて、その補正を求めることができる。

(適用除外)

第 47 条 保有個人情報(不開示情報を専ら記録する行政文書に記録されているものに限る。)のうち、まだ分類その他の整理が行われていないもので、同一の利用目的に係るものが著しく大量にあるためその中から特定の保有個人情報を検索することが著しく困難であるものは、前章(第 4 節を除く。)の規定の適用については、議会に保有されていないものとみなす。

(開示請求等をしようとする者に対する情報の提供等)

第 48 条 議長は、開示請求、訂正請求又は利用停止請求(以下この条及び第 51 条において「開示請求等」という。)をしようとする者がそれぞれ容易かつ的確に開示請求等を行うことができるよう、保有個人情報の特定に資する情報の提供その他開示請求等をしようとする者の利便を考慮した適切な措置を講ずるものとする。

した者(以下この章において「利用停止請求者」という。)に対し、相当の期間を定めて、その補正を求めることができる。

(適用除外)

第 47 条 保有個人情報(不開示情報を専ら記録する行政文書に記録されているものに限る。)のうち、まだ分類その他の整理が行われていないもので、同一の利用目的に係るものが著しく大量にあるためその中から特定の保有個人情報を検索することが著しく困難であるものは、第 4 章(第 4 節を除く。)の規定の適用については、議会に保有されていないものとみなす。

(開示請求等をしようとする者に対する情報の提供等)

第 48 条 議長は、開示請求、訂正請求又は利用停止請求(以下この条及び第 51 条において「開示請求等」という。)をしようとする者がそれぞれ容易かつ的確に開示請求等を行うことができるよう、保有個人情報の特定その他開示請求等をしようとする者の利便を考慮した適切な措置を講ずるものとする。

## 付 則

この条例は、令和 7 年 4 月 1 日から施行する。

取手市議会の個人情報の保護に関する条例施行規程の一部を改正する訓令

取手市議会の個人情報の保護に関する条例施行規程（令和5年議会訓令第1号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正後	改正前
<p>(個人識別符号)</p> <p>第3条 条例第2条第2項の議長が定める文字, 番号, 記号その他の符号は, 次に掲げるものとする。</p> <p>(1)から(5)まで (略)</p> <p>(6) 私立学校教職員共済法(昭和28年法律第245号)第45条第1項に規定する<u>加入者等記号・番号等</u></p> <p>(7) 国家公務員共済組合法(昭和33年法律第128号)第112条の2第1項に規定する<u>組合員等記号・番号等</u></p> <p>(8) 国民健康保険法(昭和33年法律第192号)第111条の2第1項に規定する<u>被保険者記号・番号等</u></p> <p>(9) (略)</p> <p>(10) 道路交通法(昭和35年法律第105号)第93条第1項第1号の免許証の番号又は同法第95条の2第2項第1号の<u>免許情報記録の番号</u></p> <p>(11) 地方公務員等共済組合法(昭和37年法律第152号)第144条の24の2第1項に規定する<u>組合員等記号・番号等</u></p> <p>(12)及び(13) (略)</p> <p>(14) 高齢者の医療の確保に関する法律(昭和57年法律第80号)第161条の2第1項に規定する<u>被保険者番号等</u></p> <p>(15)から(17)まで (略)</p>	<p>(個人識別符号)</p> <p>第3条 条例第2条第2項の議長が定める文字, 番号, 記号その他の符号は, 次に掲げるものとする。</p> <p>(1)から(5)まで (略)</p> <p>(6) 私立学校教職員共済法(昭和28年法律第245号)第45条第1項に規定する<u>保険者番号及び加入者等記号・番号</u></p> <p>(7) 国家公務員共済組合法(昭和33年法律第128号)第112条の2第1項に規定する<u>保険者番号及び組合員等記号・番号</u></p> <p>(8) 国民健康保険法(昭和33年法律第192号)第111条の2第1項に規定する<u>保険者番号及び被保険者記号・番号</u></p> <p>(9) (略)</p> <p>(10) 道路交通法(昭和35年法律第105号)第93条第1項第1号の免許証の番号</p> <p>(11) 地方公務員等共済組合法(昭和37年法律第152号)第144条の24の2第1項に規定する<u>保険者番号及び組合員等記号・番号</u></p> <p>(12)及び(13) (略)</p> <p>(14) 高齢者の医療の確保に関する法律(昭和57年法律第80号)第161条の2第1項に規定する<u>保険者番号及び被保険者番号</u></p> <p>(15)から(17)まで (略)</p>

(個人情報ファイル簿の作成及び公表)

第8条 (略)

2から7まで (略)

8 条例第17条第2項第1号キの議長が定める個人情報ファイルは、次に掲げる個人情報ファイルとする。

(1) 次に掲げる者に係る個人情報ファイルであって、専らその人事、給与若しくは報酬若しくは福利厚生に関する事項又はこれらに準ずる事項を記録するもの(アに掲げる者の採用又は選定のための試験に関する個人情報ファイルを含む。)

ア及びイ (略)

(2) 条例第17条第2項第1号アに規定する者及び前号ア又はイに掲げる者を併せて記録する個人情報ファイルであって、専らその人事、議員報酬、給与若しくは報酬若しくは福利厚生に関する事項又はこれらに準ずる事項を記録するもの

9 (略)

(開示請求等における本人確認手続等)

第10条 条例第19条第2項、第32条第2項又は第39条第2項の規定により提示し、又は提出しなければならない書類は、次の各号に掲げる書類のいずれかとする。

(1) 開示請求書、訂正請求書又は利用停止請求書(以下この条において「開示請求書等」という。)に記載されている開示請求をする者、訂正請求をする者又は利用停止請求をする者(以下この条において「開示請求者等」という。)の氏名及び住所又は居所と同一の氏名及び住所又は居所が記載されている運転免許証、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律第2条第7項に規定する個人番号カード、出入国管理及び難民認定法第19条

(個人情報ファイル簿の作成及び公表)

第8条 (略)

2から7まで (略)

8 条例第17条第2項第1号キの議長が定める個人情報ファイルは、次に掲げる個人情報ファイルとする。

(1) 次に掲げる者に係る個人情報ファイルであって、専らその人事、給与又は報酬、福利厚生に関する事項その他これらに準ずる事項を記録するもの(アに掲げる者の採用又は選定のための試験に関する個人情報ファイルを含む。)

ア及びイ (略)

(2) 条例第17条第2項第1号アに規定する者及び前号ア又はイに掲げる者を併せて記録する個人情報ファイルであって、専らその人事、議員報酬、給与又は報酬、福利厚生に関する事項その他これらに準ずる事項を記録するもの

9 (略)

(開示請求等における本人確認手続等)

第10条 条例第19条第2項、第32条第2項又は第39条第2項の規定により提示し、又は提出しなければならない書類は、次の各号に掲げる書類のいずれかとする。

(1) 開示請求書、訂正請求書又は利用停止請求書(以下この条において「開示請求書等」という。)に記載されている開示請求をする者、訂正請求をする者又は利用停止請求をする者(以下この条において「開示請求者等」という。)の氏名及び住所又は居所と同一の氏名及び住所又は居所が記載されている運転免許証、健康保険の被保険者証、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律第2条第7項に規定する個人番号カード、出入国管理

<p>の3に規定する在留カード, 日本国との平和条約に基づき日本の国籍を離脱した者等の出入国管理に関する特例法第7条第1項に規定する特別永住者証明書その他法律又はこれに基づく命令の規定により交付された書類であつて, 当該開示請求者等が本人であることを確認するに足りるもの</p> <p>(2) (略)</p> <p>2 から 5 まで (略)</p> <p><u>(開示決定の際に通知すべき事項)</u></p> <p>第 11 条 (略)</p>	<p>及び難民認定法第 19 条の 3 に規定する在留カード, 日本国との平和条約に基づき日本の国籍を離脱した者等の出入国管理に関する特例法第 7 条第 1 項に規定する特別永住者証明書その他法律又はこれに基づく命令の規定により交付された書類であつて, 当該開示請求者等が本人であることを確認するに足りるもの</p> <p>(2) (略)</p> <p>2 から 5 まで (略)</p> <p><u>(開示決定等の通知)</u></p> <p>第 11 条 (略)</p>
--	---

様式第 1 号中「健康保険被保険者証 個人番号カード又は住民基本台帳カード(住所記載のあるもの)」を「個人番号カード又は住民基本台帳カード(住所記載のあるもの)」に改め, 「, 健康保険の被保険者証」を削る。

様式第 1 2 号中「運転免許証 健康保険被保険者証」を「運転免許証」に改め, 「, 健康保険の被保険者証」及び「また, 被保険者証を複写機により複写したものを提出する場合は, 保険者番号及び被保険者等記号・番号を黒塗りにしてください。」を削る。

様式第 1 8 号中「運転免許証 健康保険被保険者証」を「運転免許証」に改め, 「, 健康保険の被保険者証」及び「また, 被保険者証を複写機により複写したものを提出する場合は, 保険者番号及び被保険者等記号・番号を黒塗りにしてください。」を削る。

## 付 則

(施行期日)

- 1 この訓令は, 令和 年 月 日から施行する。ただし, 第 3 条第 1 0 号の改正規定は, 道路交通法の一部を改正する法律(令和 4 年法律第 3 2 号)附則第 1 条第 4 号に掲げる規定の施行の日から施行する。

(経過措置)

- 2 この訓令の施行の際現にこの訓令による改正前の取手市議会の個人情報の保護に関する条例施行規程の規定に基づいて提出されている書類は, この訓令による改正後の取手市議会の個人情報の保護に関する条例施行規程の規定に基づいて提出された書類とみなす。

【議会運営委員会】 令和7年1月18日 市民との意見交換会（意見・要望）

項目	意見・要望	議会からの回答
1	「ひびき」にトイレトラック購入とあるが、購入金額の記載がない。購入金額も記載してほしい。	現在の議会報「ひびき」では、紙面のスペースを確保して全ての購入したものの金額を記載することは難しい状況です。ご理解を賜りますようお願い申し上げます。
2	市議会主催で、親子連れでも参加し「議会」を見学できるイベントを開催してほしい。また、議場に親子で傍聴できるスペースを確保してほしい。	親子連れで議場など議会の見学をご希望いただいた場合については、議会事務局にご相談いただければ個別に対応いたします。 また、議場で親子が傍聴できるスペースについては、今後、取手市議会の建物の建て替えや大規模改修を行う際、パーティションで防音の設備が整えられているような、親子で傍聴できるスペースをご用意できるよう努めてまいります。
3	意見交換会を各地開催希望 ・来るのが大変	開催場所についてはこれまでも様々な会場で行ってまいりました。今後もできるだけ多くの市民の皆様と意見交換を行えるよう努めてまいります。
4	副市長2名体制にした議会の評価はどうだったのか。	令和6年4月から副市長が2名体制となりました。現時点では1年を経過しておらず、ご回答は難しい状況です。改めて議会の中で議員の所感を伺えればと考えております。

令和7年第2回取手市議会定例会会期日程(案)

日次	期 日	曜日	会議	時 刻	議 事
	5月16日	金		午前9時	三役調整会議
				三役調整会議後	議運招集通知・一般質問通告文書発送
	5月26日	月		午前9時	一般質問通告受付開始
	5月28日	水		午後3時 午後5時	一般質問通告受付締め切り 請願・陳情受付締め切り
	5月29日	木			定例会告示、議案送付
	5月30日	金		午前10時	議会運営委員会
	6月2日	月		午後1時	提出予定議案オンライン説明
1	6月5日	木	本会議	午前10時	開会、議案上程 一部議案質疑・討論・採決 請願上程・説明・質疑・付託 一般質問（3枠）
2	6月6日	金	本会議	午前10時	一般質問（7枠）
3	6月7日	土	休会		
4	6月8日	日	休会		
5	6月9日	月	本会議	午前10時	一般質問（7枠）
6	6月10日	火	本会議	午前10時	一般質問（7枠）
7	6月11日	水	本会議	午前10時	議案質疑・付託
8	6月12日	木	委員会	午前10時	総務文教常任委員会
9	6月13日	金	委員会	午前10時	福祉厚生常任委員会
10	6月14日	土	休会		
11	6月15日	日	休会		
12	6月16日	月	委員会	午前10時	建設経済常任委員会
13	6月17日	火	委員会	午前10時	議会運営委員会
14	6月18日	水	本会議	午前10時	委員長報告・質疑・討論・採決、閉会